

奈良市公報

号外第8号

平成26年3月18日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例.....1

規 則

○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則.....2

○奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....2

○奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例の施行期日を定める規則.....2

○奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例施行規則.....2

告 示

○開発行為に関する工事の完了.....4

○一般競争入札の実施.....4

○放置自転車等の保管.....4

○住居番号の変更.....5

○公有財産の売払い.....5

○道路の区域変更.....5

○道路の供用開始.....5

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出.....6

○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出.....6

○奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示.....6

○開発行為に関する工事の完了.....7

○放置自転車等の保管.....7

○奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する要綱.....7

○奈良市情報公開条例の運用状況の公表.....8

○奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表.....9

○放置自転車等の保管.....10

○一般競争入札の実施.....10

○生活保護法の規定による施術者の指定.....11

○放置自転車等の保管.....11

○放置自転車等の処分.....11

○都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧（2件）.....11

○奈良市議会定例会の招集.....11

○奈良農業振興地域整備計画（農業・農林整備計画）等の変更案の縦覧.....11

○生活保護法の規定による医療機関の指定.....12

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定.....12
○放置自転車等の保管.....12
○住居番号の変更.....12
○建築協定書の公衆縦覧.....12

訓 令 甲

○奈良市例規集発行規程の一部を改正する訓令.....13

公 営 企 業

○会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示.....13

消 防

○消防法の規定による命令.....13

教 育 委 員 会

○定期教育委員会の開催.....13

農 業 委 員 会

○農政部会の招集.....14

議 会

○議會議長の当選.....14

○議会副議長の当選.....14

○議会運営委員会の委員の選任.....14

○議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選.....14

○議会常任委員会の委員の選任.....14

○議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選.....15

○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任.....15

○奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の当選.....15

○山辺環境衛生組合の議会の議員の当選.....15

条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年8月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第57号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「11人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成25年8月19日掲示済）

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第54号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の3を第5条の4とし、第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金等)

第5条の2 条例第24条の2第1項第1号に規定する市長が定める寄附金又は金銭は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第24条の2第1項第1号アからクまで及びコに規定する寄附金のうち次に掲げるもの

ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

イ 県内（本市を除く。）に主たる事務所を有し、かつ、市内に事務所を有する法人又は団体に対するもの

ウ 市内に事務所を有し、かつ、奈良県税条例（昭和25年9月奈良県条例第34号）の定めるところにより奈良県知事が指定した法人又は団体に対するもの

(2) 条例第24条の2第1項第1号ケに規定する金銭のうち、奈良県知事又は奈良県教育委員会の許可を受けた公益信託（受益者に市内の個人、法人又は団体を含むものに限る。）に対するもの

第12条の2中「（昭和25年奈良県条例第34号）」を削る。
別記第88号様式中

氏名 又は 名称	
生年月日	

を

氏名 又は 名称	
----------------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則第5条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成25年8月23日掲示済)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年8月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第55号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する規則の施行期日を定める規則

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年奈良市規則第54号）の施行期日は、平成25年9月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年8月23日掲示済)

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年8月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第56号

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例の施行期日を定める規則

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例（平成25年奈良市規則第45号）の施行期日は、平成25年10月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年8月23日掲示済)

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例施行規則をここに公布する。

平成25年8月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第57号

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例（平成25年奈良市規則第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 条例第7条第2項に規定する資格を示す証明書は、立入調査員証（別記第1号様式）とする。

(勧告)

第3条 条例第8条の規定による勧告は、勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第9条の規定による命令は、命令書（別記第3号様式）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第10条の規定による公表は、次に掲げる事項を記載し、市役所前掲示場へ掲示する方法により行うものとする。

(1) 条例第9条に規定する命令に従わない者の住所及び

氏名(法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
(2) 命令の内容
(3) 命令の年月日
(4) 命令の理由及び根拠規定
(5) その他必要な事項

(委任)

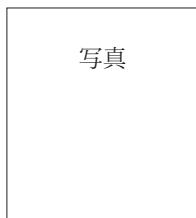
第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、そ
の都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)



立入調査員証

第 号
年 月 日

所 属
氏 名
生年月日 年 月 日 生

この者は、奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例第7条第2項に規定する立入調査等を行ふ職員であることを証する。

奈良市長

[印]

(注) 裏面に奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例の抜粋を記載する。

第3号様式(第4条関係)	第2号様式(第3条関係)
年 月 日	年 月 日
奈良市長 様	奈良市長 様
[印]	[印]
命令書	勸告書
あなたは、奈良市カラスによる被害の防 止及び良好な生活環境を守る条例第 の規定に違反し、年 月 日付け 第 号の勸告に従っていません。 よって、同条例第9条の規定により次のと おり措置を行うよう命合します。 なお、この命令に違反した場合は、5万 円以下の罰金に処せられます。	
1 違反の場所	1 違反の場所
2 違反の内容	2 違反の内容
3 措置すべき内容	3 措置すべき内容
4 措置の期限	4 措置の期限

第3号様式(第4条関係)	第2号様式(第3条関係)
年 月 日	年 月 日
奈良市長 様	奈良市長 様
[印]	[印]
命令書	勸告書
あなたは、奈良市カラスによる被害の防 止及び良好な生活環境を守る条例第 の規定に違反し、年 月 日付け 第 号の命令に従っていません。 よって、同条例第9条の規定により次のと おり措置を行うよう命合します。 なお、この命令に違反した場合は、5万 円以下の罰金に処せられます。	
1 違反の場所	1 違反の場所
2 違反の内容	2 違反の内容
3 措置すべき内容	3 措置すべき内容
4 措置の期限	4 措置の期限

(注) 余白にこの処分について不服がある
場合における不服申立て及び取消訴訟の教
示を記載する。

(平成25年8月23日掲示済)

告示

奈良市告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年8月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年10月11日 奈良市指令都整開 第12A-28号
平成25年7月29日 奈良市指令都整開 第12A-28-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年8月16日 第1370号

公共施設 平成25年8月16日 第631号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二名平野一丁目2054番1、2054番2、2055番2、2055番3、2056番1、2057番3、2058番3、2059番、2060番2、2082番3、4773番2、4774番2、4774番3並びに西登美ヶ丘八丁目1980番1003、1980番1126及び1980番1187

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジメント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市二名平野一丁目2054番1の一部、2054番2の一部、2056番1の一部、2057番3の一部、2058番3の一部、2059番の一部、2060番2の一部、4773番2の一部、4774番3の一部並びに西登美ヶ丘八丁目1980番1003の一部及び1980番1126の一部

(2) 下水道

奈良市二名平野一丁目2054番1の一部、2054番2の一部、2056番1の一部、2057番3の一部、2058番3の一部、2059番の一部、2060番2の一部、4773番2の一部、4774番3の一部及び西登美ヶ丘八丁目1980番1003の一部

(3) 管路敷

奈良市二名平野一丁目2054番2の一部及び2060番2の一部

(4) 公園

奈良市二名平野一丁目2054番2の一部、2060番2の一部及び4774番2

(5) 調整池

奈良市二名平野一丁目2060番2の一部

(6) 道路（自管理）

奈良市二名平野一丁目2054番1の一部及び2054番

2の一部

(平成25年8月16日掲示済)

奈良市告示第561号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年8月19日

奈良市長 仲川元庸

1 住民基本台帳ネットワークシステム機器更改事業の概要

(1) 事業概要

住民基本台帳ネットワークシステムに使用する機器及びソフトウェアの更改を実施するもの。

(2) 事業範囲

「(別添1)入札仕様書」のとおり。

(3) 本稼動の予定

平成26年1月1日から。

(4) 実施場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

以下省略

(平成25年8月19日掲示済)

奈良市告示第562号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年8月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年8月19日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく

ださい。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成25年8月19日掲示済)

奈良市告示第563号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第1号の規定により、次のとおり住居番

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

(自動車 5件)

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	ダイハツハイゼット 軽トラック(424)	平成4年一月	0.65	5,000	500
車-2	ダイハツハイゼット 軽トラック(425)	平成4年一月	0.65	5,000	500
車-3	ダイハツハイゼット 軽トラック(426)	平成4年一月	0.65	5,000	500
車-4	スバル ヴィヴィオ	平成5年一月	0.65	10,000	1,000
車-5	ニッサン エキスパート	平成13年5月	1.76	100,000	10,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年8月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第150号線	中山町1331番1地先から	前	3.10 ~ 3.90	35.0	
		中山町1325番1地先まで	後	4.00 ~ 4.00	35.0	

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成25年8月21日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年8月21日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第150号線	中山町1331番1地先から	4.00 ~ 4.00	35.0	
		中山町1325番1地先まで			

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
浅野 勝二			
祥あんマッサージセンター (浅野 勝二)	奈良県奈良市西大寺栄町3 -23	あんま	平成25年8月12日
菊地 祐一			
祥あんマッサージセンター (菊地 祐一)	奈良県奈良市西大寺栄町3 -23	あんま	平成25年8月12日

(平成25年8月21日掲示済)

がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第568号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中辻 均 奈良市敷島町一丁目551番地の29	竹田 健二 奈良市敷島町一丁目534番地の9

変更の年月日 平成23年4月1日

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	竹田 健二 奈良市敷島町一丁目534番地の9	稻葉 明 奈良市敷島町一丁目1072番地の4

変更の年月日 平成24年4月1日

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	稻葉 明 奈良市敷島町一丁目1072番地の4	渡部 健史 奈良市敷島町二丁目470番地の14

変更の年月日 平成25年4月1日

(平成25年8月21日掲示済)

号) の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第8条第15項」を「第8条第16項」に改め、同条第8号中「第8条第16項」を「第8条第17項」に改め、同条第9号中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改め、同条第10号中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、同条第11号中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条の規定に該当する者の軽減割合は、別表

奈良市告示第569号

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年8月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325

の規定にかかわらず、居住費以外に係る利用者負担額については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、居住費に係る利用者負担額については全額とする。

附 則

この告示は、平成25年8月21日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱附則第3項の規定は、平成25年8月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年8月21日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年7月4日 奈良市指令都整開 第13A-19号

平成25年7月31日 奈良市指令都整開 第13A-19-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年8月21日 第1371号

公共施設 平成25年8月21日 第632号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松一丁目860番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジメント 代表取締役 河合 浩
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松一丁目860番1の一部

(2) 下水道

奈良市平松一丁目860番1の一部

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市告示第571号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年8月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年8月22日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年8月22日掲示済)

奈良市告示第572号

奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する要綱を次のように定める。

平成25年8月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市長等政治倫理条例施行規則（平成25年奈良市規則第41号。以下「規則」という。）第10条第1項及び第2項並びに第11条の規定に基づく資産等報告書等及び納税証明書等（以下「報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告書等の閲覧場所)

第2条 規則第10条第2項の市長が指定する場所は、奈良市総務部文書法制課内とする。

(報告書等の閲覧)

第3条 報告書等の閲覧を請求しようとする者は、奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等閲覧・写しの交付請求書（別記様式。以下「請求書」という。）により請求するものとする。

2 報告書等は、その原本を閲覧させるものとする。ただし、閲覧の請求があった際に他の者がその原本を閲覧している場合は、請求者の承諾を得た上で、その写しを閲覧させることができる。

(報告書等の写しの交付及び費用負担)

第4条 報告書等の写しの交付は、第2条に規定する場所において行い、原寸大の複写によるものとする。

2 報告書等の写しの交付を請求しようとする者は、前条第1項の請求書により請求するものとする。

3 報告書等の写しの交付費用は、1面につき10円とする。
(郵送等による報告書等の写しの交付)

第5条 報告書等の写しの交付の請求は、郵送等（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。）によることができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、前条第3項の交付費用及び送付に要する費用を添えて行わなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、報告書等の閲覧及

び写しの交付に關し必要な事項は、その都度文書法制課長が定める。

附 則
この告示は、平成25年9月1日から施行する。

別記様式（第3条・第4条関係）

奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等閲覧・写しの交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

請求者

氏 名

- ・奈良市長等政治倫理条例施行規則第10条第1項の規定による報告書等の閲覧
 - ・奈良市長等政治倫理条例施行規則第11条第1項の規定による報告書等の写しの交付
- を次のとおり請求します。(希望の請求に○印)

□ 閲 覧	<input type="checkbox"/> 資産等報告書 (証明書類等を含む)	年 月 日付 年 月 日付
	<input type="checkbox"/> 資産等変更報告書 (証明書類等を含む)	年 月 日付 年 月 日付
	<input type="checkbox"/> 所得等報告書 (証明書類等を含む)	年 月 日付 年 月 日付
	<input type="checkbox"/> 関連会社等報告書	年 月 日付 年 月 日付
	<input type="checkbox"/> 納税証明書等	年 月 日付 年 月 日付

□ 交 付	<input type="checkbox"/> 資産等報告書 (証明書類等を含む)	年 月 日付 年 月 日付	No. (面) No. (面) 小計 面
	<input type="checkbox"/> 資産等変更報告書 (証明書類等を含む)	年 月 日付 年 月 日付	No. (面) No. (面) 小計 面
	<input type="checkbox"/> 所得等報告書 (証明書類等を含む)	年 月 日付 年 月 日付	No. (面) No. (面) 小計 面
	<input type="checkbox"/> 関連会社等報告書	年 月 日付 年 月 日付	No. (面) No. (面) 小計 面
	<input type="checkbox"/> 納税証明書等	年 月 日付 年 月 日付	種類 (面) 種類 (面) 小計 面
	合 計		面

(平成25年8月22日掲示済)

までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成25年8月23日

奈良市告示第573号

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第34条の規定により、平成24年4月1日から平成25年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	処理状況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市長	66	64	3	0	5	0	10	148
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	3	0	0	0	0	1	5
教育委員会	0	1	0	0	0	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	1	0	0	1
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	2	4	0	0	0	0	1	7
計	69	72	3	0	6	0	12	162

※取下げ等には、年度末時点での処理中のものを含みます。

※1つの開示請求に対して、請求の一部を決定し、残りについて取下げしたものが1件あります。

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	処理状況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市長	6	13	0	0	3	0	6	28

※取下げ等には、年度末時点での処理中のものを含みます。

3 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

処理状況				取下げ等	合計
却下	棄却	一部認容	認容		
0	3	0	0	0	3

※取下げ等には、年度末時点での処理中のものを含みます。

(平成25年8月23日掲示済)

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

奈良市告示第574号

奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)
第56条の規定により、平成24年4月1日から平成25年3月

平成25年8月23日

奈良市長 仲川元庸

1 個人情報ファイル簿の件数

(平成25年3月31日現在)

実施機関	件数
市長	92
水道事業管理者	3
消防長	6
教育委員会	17
選挙管理委員会	2
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
計	121

2 開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求				口頭による 開示請求件数	
	処理状況					
	開示	部分開示	不開示	取下げ等		

市長	24	11	0	12	47	91
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	6	2	0	2	10	0
教育委員会	0	2	0	0	2	1,694
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	30	15	0	14	59	1,785

※取下げ等は、不存在及び年度末時点で処理中のものを含みます。

※書面による開示請求1件に対し、2回決定した件数が1件あります。

3 訂正請求の件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関	訂正請求				合計	
	処理状況			取下げ		
	訂正	部分訂正	不訂正			
市長	0	0	0	0	0	
水道事業管理者	0	0	0	0	0	
消防長	1	0	0	0	1	
教育委員会	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	
計	1	0	0	0	1	

○利用停止請求（目的外利用、外部提供、消去等）はありませんでした。

4 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

処理状況				取下げ等	合計
却下	棄却	一部認容	認容		
0	1	0	0	0	1

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含みます。

(平成25年8月23日掲示済)

(平成25年8月23日掲示済)

奈良市告示第575号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年8月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年8月23日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

奈良市告示第576号

パークアンドライドサイクリング管理業務に係る委託について、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年8月23日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 パークアンドライドサイクリング管理業務委託
- 2 業務場所 奈良市役所駐車場（奈良市二条大路南一丁目1番1号）及び周辺
- 3 業務期間 契約の日から平成25年11月29日まで
- 4 業務概要 サイクリング管理業務

以下省略

(平成25年8月23日掲示済)

奈良市告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年8月26日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
伊藤 守也		あんま	平成25年8月1日
右京まさき鍼灸整骨院（伊藤守也）	奈良県奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2F		

(平成25年8月26日掲示済)

奈良市告示第578号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年8月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年8月26日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年8月26日掲示済)

奈良市告示第579号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成25年8月26日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成25年8月26日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年2月1日、同月4日、同月7日、同月8日、同月14日、同月17日、同月19日、同月21日及び同月26日
(平成25年8月26日掲示済)

奈良市告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成25年8月26日

奈良市長 仲川元庸

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業3・6・128号 石木城線

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

(平成25年8月26日掲示済)

奈良市告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成25年8月26日

奈良市長 仲川元庸

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・108号 大森高畠線

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

(平成25年8月26日掲示済)

奈良市告示第582号

平成25年9月4日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成25年8月28日

奈良市長 仲川元庸

(平成25年8月28日掲示済)

奈良市告示第583号

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）及び都祁農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成25年9月30日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に

関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成25年10月15日までに市にこれを申し出ることができます。

平成25年8月29日

奈良市長 仲川元庸

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

平成25年8月29日から平成25年9月30日まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市觀光經濟部農林課内

(平成25年8月29日掲示済)

奈良市告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年8月29日

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年8月1日 平成25年8月1日
名称	主たる事務所の所在地		
三条薬局	奈良県奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階212号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年8月1日 平成25年8月1日
株式会社メディシステム	埼玉県川口市上青木1-3-36ハイストンハイツ1階		

(平成25年8月29日掲示済)

奈良市告示第586号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年8月29日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年8月29日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年8月29日掲示済)

奈良市告示第587号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第2号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成25年8月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三条薬局	奈良県奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階212号	平成25年8月1日

(平成25年8月29日掲示済)

奈良市告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年8月29日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年8月29日掲示済)

奈良市告示第588号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第71条の規定により次のとおり告示し、奈良市建築協定条例施行規則第4条の規定により当該建築協定書を縦覧に供します。

平成25年8月30日

奈良市長 仲川元庸

1 建築協定の名称

奈良市青山一丁目7番建築協定

2 建築協定の地名地番

奈良市青山一丁目7番

3 建築協定の区域

別図のとおり

4 建築協定書

別紙のとおり

5 建築協定書の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課

6 建築協定書の縦覧期間

平成25年9月10日から同年9月30日の午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

別図及び別紙省略

(平成25年8月30日掲示済)

訓令甲

奈良市訓令甲第9号

序中一般

関係各所

奈良市例規集発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市例規集発行規程の一部を改正する訓令

奈良市例規集発行規程(平成13年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「加除式の」を削る。

第5条第2項中「及び加除録」を「例規集」に改める。
第6条第1項を次のように改める。

文書法制課長は、必要と認めたときは、各課かいにC
D-ROM版又は図書の例規集を配布することができる。

附 則

この訓令は、平成25年8月22日から施行する。

(平成25年8月22日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第32号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を
次のように定める。

平成25年8月22日

奈良市水道事業管理者

池田修

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告
示

会計帳簿等の様式に関する規程(昭和44年奈良市水道局
告示第7号)の一部を次のように改正する。

別記第60号様式中

係員	係長	補佐	課長

を

供	覽

に、

「位置」を「工事場所」に、「誇負人」を「受注者」に改
める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

(平成25年8月22日掲示済)

消 防

奈良市消防局告示第3号

消防法(昭和23年法律第186号)第12条の2第1項の規
定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察
規程(平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号)第32条第1
項の規定により公示します。

平成25年8月23日

奈良市消防局長 德岡泰博

対象物所在地 奈良市南肘塚町252番地

対象物名称 吉田商会

命令を受けたもの 吉田勝次 吉田哲也

命令事項

平成25年9月2日から消防法第10条第4項の技術上の基
準に適合していると認められるまでの間及び同法第14条の
3の2に規定する定期点検が実施されるまでの間、上記施
設の使用を停止すること。

(平成25年8月23日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第15号

平成25年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますの
で、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員
会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成25年8月28日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成25年9月3日(火)

午後2時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成24年度奈良市教育ビジョンの施策評価について
- (2) 平成25年度9月補正予算要求内示について
- (3) 平成25年度子ども読書活動推進委員会委員の委嘱又
は任命について

議事

議案第33号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱
又は任命について

議案第34号 奈良市教育ICT戦略会議設置要綱について

議案第35号 平成26年度奈良市立幼稚園園児募集要項及び
平成26年度奈良市立認定こども園幼稚園園児募
集要項について

議案第36号 人事について

議案第37号 奈良市立学校園緊急サポートチーム設置につ
いて

議案第38号 奈良市立学校園緊急サポートチーム委員の委
嘱について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業につ
いて 8月～9月

傍聴受付は、開催日の午後1時00分から午後1時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年8月28日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成25年8月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成25年8月21日

奈良市農業委員会
農政部会長 吉川 隆男

1 時

平成25年8月30日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 議案

第1号 農政部会の活動について

第2号 農地利用状況調査の実施について

第3号 遊休農地解消モデル事業について

4 報告

第1号 なら農業委員会だより第56号の発行について

(平成25年8月21日掲示済)

議会

奈良市議会告示第7号

議会議員 土田敏朗は、本日の議会臨時会において、議会議長に当選しました。

平成25年8月19日

奈良市議会議長 土田敏朗
(平成25年8月19日掲示済)

奈良市議会告示第8号

議会議員 高杉美根子は、本日の議会臨時会において、議会副議長に当選しました。

平成25年8月19日

奈良市議会議長 土田敏朗
(平成25年8月19日掲示済)

奈良市議会告示第9号

平成25年8月20日の議会臨時会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成25年8月21日

奈良市議会議長 土田敏朗
横井雄一
今西正延

鍵田美智子
東久保耕也
北良晃
宮池明
内藤智司
森岡弘之
井上昌弘
松岡克彦
中西吉日出
松田末作

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市議会告示第10号

平成25年8月20日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成25年8月21日

奈良市議会議長 土田敏朗
委員長 内藤智司
副委員長 宮池明

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市議会告示第11号

平成25年8月20日の議会臨時会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成25年8月21日

奈良市議会議長 土田敏朗
総務委員会

八尾俊宏	松下幸治
藤田幸代	太田晃司
横井雄一	今西正延
北良晃	東久保耕也
宮池明	山口誠
井上昌弘	北村拓哉
森田一成	上原雋之

厚生消防委員会

酒井孝江	道端孝治
鍵田美智子	柿本元氣
内藤智司	階戸幸一
小川正一	山本直子
三浦教次	山本憲宥
高杉美根子	植村佳史
山口裕司	山中益敏
松田末作	中西吉日出

建設委員会

九里雄二
白川健太郎
伊藤剛
松村和夫
浅川仁
土田敏朗

松石聖一
松岡克彦
予算決算委員会

松下幸治
道端孝治
太田晃司
八尾俊宏
柿本元氣
九里雄二
藤田幸代
酒井孝江
階戸幸一
横井雄一
山本直子
白川健太郎
今西正延
鍵田美智子
山本憲宥
東久保耕也
北良晃
宮池明
伊藤剛
内藤智司
山口誠
松村和夫
小川正一
北村拓哉
浅川仁
三浦教次

植村佳史
上原雋
森岡弘之
山中益敏
高杉美根子
松石聖一
井上昌弘
松岡克彦
山口裕司
森田一成
中西吉日出
松田末作

平成25年8月20日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成25年8月21日

奈良市議会議長 土田敏朗

松下幸治
道端孝治
太田晃司
柿本元氣
階戸幸一
白川健太郎
山本憲宥
伊藤剛
山中益敏
山口裕司

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市議会告示第14号

平成25年8月20日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成25年8月21日

奈良市議会議長 土田敏朗

委員長 山中益敏
副委員長 柿本元氣

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市議会告示第15号

平成25年8月20日の議会臨時会において、次の者が山辺環境衛生組合の議会の議員に当選しました。

平成25年8月21日

奈良市議会議長 土田敏朗

今西正延
東久保耕也
北良晃

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市議会告示第12号

平成25年8月20日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成25年8月21日

奈良市議会議長 土田敏朗

総務委員長 横井雄一
同 副委員長 八尾俊宏
観光文教水道委員長 森岡弘之
同 副委員長 太田晃司
厚生消防委員長 山口裕司
同 副委員長 鍵田美智子
市民環境委員長 中西吉日出
同 副委員長 階戸幸一
建設委員長 松岡克彦
同 副委員長 伊藤剛
予算決算委員会委員長 高杉美根子
同 副委員長 内藤智司

(平成25年8月21日掲示済)

奈良市議会告示第13号

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。